

ブロック塀等の撤去に関する補助金について

稲沢市では、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、撤去工事に対して補助金を交付しています。

補助額 上限額 20万円

ただし、『ブロック塀等の撤去費（見積り額）』と『塀の長さ1m当たり1万円を乗じて得た額』のいずれか少ない額の2分の1以内（千円未満の端数切捨て）

例：長さ30mの塀の場合

- ・撤去費（見積り額） 35万円
- ・ $30\text{m} \times 1\text{万円}/\text{m} = 30\text{万円}$
 $35\text{万円} > 30\text{万円}$ より $30\text{万円} \times 1/2 = 15\text{万円}$
→補助金額 15万円

【補助対象】

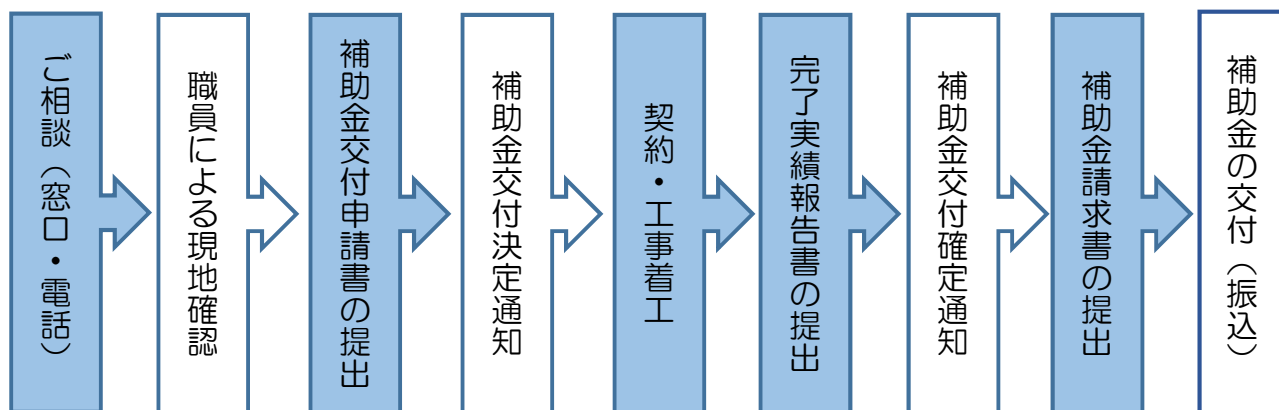
高さが1m以上のブロック塀等で、道路等に倒壊する恐れのあるものを全て撤去する工事

- 道路等…避難所又は住宅や事業所から避難所へ至る道路
- ブロック塀等…コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材等で造られた塀

【受付予定期間】

- 令和7年5月7日（水）から
令和7年11月28日（金）まで
- 先着順（予算の限り）
 - 補助金交付決定通知前の事前着手不可
 - 令和8年1月末までに工事完了すること
 - 補助対象となるかのご相談は、期間外でも随時可

【手続きの流れ】



【問合せ先】

稲沢市まちづくり部建築課 ☎492-8269 稲沢市稲府町1番地 TEL0587-32-1409